

## 矢巾町子育て応援在宅育児支援金のご案内（令和6年度）

矢巾町では、保育所等を利用せずに、生後8週間を超え、満3歳未満の第2子以降の児童を在宅で養育している保護者に対して、支援金を支給します。

### 1 支給対象

#### <対象児童>

次のすべてに当てはまる児童

- (1) 矢巾町に住所があること
- (2) 出生日の翌日から起算して**生後8週間を超え、満3歳未満**であること
- (3) **保育所等を利用していない**こと
- (4) 高校卒業までの児童のうち、**第2子以降**であること

※保育所等とは、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業）、認可外保育施設になります。

#### <対象保護者>

次のすべてに当てはまる方

対象児童と同居する対象保護者が複数いるときは、対象児童の父母のいずれかが対象となります。

- (1) 矢巾町に住所があること
- (2) **保育所等を利用せず、在宅で対象児童を育てている**こと
- (3) 対象児童と同居していること
- (4) **申請者及びその配偶者が育児休業給付金等を受給していない**こと
- (5) 配偶者も含め、生活保護を受給していないこと
- (6) 配偶者も含め、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有せず、公序良俗に反する行為を行っていないこと

**対象となるか分からない場合は、裏面記載の担当までお問い合わせください。**

### 2 支給額

対象児童一人当たり 月額 10,000円

### 3 支給期間

対象児童が生後8週間を超えた月の翌月から満3歳に到達する月まで（ただし、誕生日が1日の場合は前月まで）

### 4 支給時期

令和6年4月分～令和6年9月分 10月支給（予定）

令和6年10月分～令和7年3月分 3月支給（予定）

## 5 提出書類及び申請期日

### (1) 提出書類

下記の様式を提出してください。様式は下記申請窓口で入手可能なほか、下記矢巾町ホームページからダウンロードすることも可能です。

ア 矢巾町子育て応援在宅育児支援金給付申請書（請求書）（様式第1号）

イ 審査・支払等に係る同意書

ウ 育児休業給付金（手当金）受給申請状況証明書（様式第2号）

※職場から証明してもらいます。なお、職業が無職・自営業の方は提出不要です。

エ 申請者、申請者の配偶者、対象児童の健康保険証の写し

オ 申請者名義の振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人等が記載してある部分）

カ 児童手当等を市町村以外から受給している場合（公務員など）は、児童にかかる児童手当等の受給を証明する書類

（申請者と対象児童の続柄が矢巾町の住民基本台帳で確認できない場合）

キ 続柄を確認できる書類（戸籍謄本等）

### (2) 申請期日

要件を満たした月の翌月 10 日まで。申請した月の翌月分からの支給となり、遡って給付できませんのでご留意願います。

支給要件に該当しなくなったときは、速やかに矢巾町子育て応援在宅育児支援金受給資格変更届（様式第4号）に必要事項を記入し、提出してください。

## 6 支給決定

審査後、支援金給付可否決定通知書にてお知らせします。

## 7 申請・問い合わせ

矢巾町教育委員会事務局 子ども課 子育て家庭支援係

電話番号 019-611-2778

受付時間 平日 8時 30分 から 17時 15分 まで

毎週水曜日は、19時 まで受け付けます。

※令和6年4月から課・係名が「こども家庭課 子育て支援係」に変わります。

矢巾町ホームページ  
はこちら！



## ご注意ください！

「矢巾町子育て応援在宅育児支援金」に関する振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。ご自宅などに矢巾町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作や、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに最寄りの警察にご相談ください。

## 矢巾町子育て応援在宅育児支援金Q & A

◆現在、育児休業給付金をもらっていますが、受給期間終了後も育児休業を継続し、自宅で子どもを養育する予定です。その場合は、この子育て応援在宅育児支援金の給付対象になるのでしょうか。

⇒ 育児休業給付金の受給終了後も、育児休業を継続し、在宅で対象となるお子さんを養育する場合は、在宅育児支援金の給付対象となりますので、手続きが必要となります。  
必要書類を揃えて、育児休業給付金が終了する月の翌月までに手続きをお願いします。

◆生まれてからまだ8週間が経過していませんが、すぐに手続きを行わなければならないのでしょうか。

⇒ 生後8週間が経過する翌月までに手続きをお願いします。

◆父母で子どもを養育していますが、申請者はどちらになるのでしょうか。

⇒ 父母のうち、対象児童に係る児童手当・特例給付(以下、「児童手当等」という)を受給している方が申請者となります。

◆児童手当等の請求手続きはしましたが、父母の所得要件により、支給停止となりました。子育て応援在宅育児支援金はもらえるのでしょうか。

⇒ 所得要件を満たさないことで手当が支給停止している場合でも、子育て応援在宅育児支援金は受け取り可能です。

◆児童手当等は夫が受給していますが、単身赴任により、子どもと同居していません。子育て応援在宅育児支援金はもらえるのでしょうか。

⇒ 児童手当受給者が児童と同居していない場合は、児童と同居している養育者が支給対象者となります。児童手当を受給する父と児童が同居していなくとも、母が児童と同居し養育している場合は、母を申請者として必要書類を揃えて、手続きをお願いします。

※いずれの場合も、世帯の状況により取り扱いが変わる場合がありますことをご了承願います。